



訪中報告

東海地方企業家訪問団が江蘇省南京市を訪問

当センター小澤哲会長を団長とする総勢15名の「東海地方企業家訪問団」を、3月20日(水)から23日(土)の4日間、江蘇省南京市へ派遣し、政府部門との交流、産業視察を行った。

今回の訪中に当たっては、当センターと業務協力関係にある「中国国際貿易促進委員会江蘇省分会」が窓口となって、スケジュールの手配を行った。

◇江蘇省南京市

－江蘇省人民政府外事弁公室－

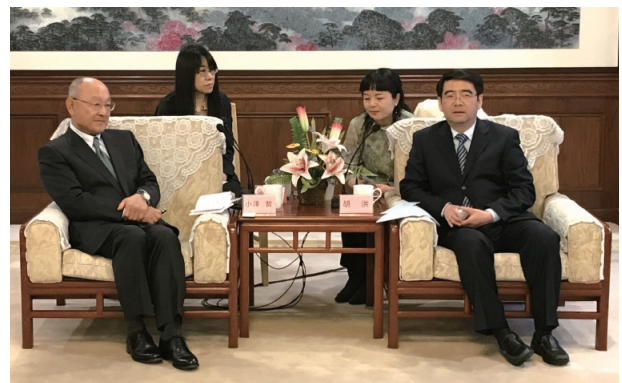
費少雲・江蘇省人民政府外事弁公室主任による朝食会が開催され、訪問団メンバーと交流した。

費主任から、「江蘇省は一貫して日本との協力を最優先に考えている。改革開放後に江蘇省が発展する過程で、日本から沢山の支援、また、日本企業から技術や知識を教えて頂いた。江蘇省は良好な市場環境を有しているの、江蘇省に進出している日系企業の発展状況は良好である。江蘇省内では日系企業の投資が多く、密集しており、投資の成功率は非常に高い。江蘇省の人々も日本企業を歓迎している。今年の全人代で外商投資法を可決したので、今後は、先進的な国際法、法治化された環境を外資企業に提供したい」と紹介し、続いて現在抱えている問題として、「1. 都市化に伴う企業の移転、2. 環境保護と生態保護に関連した企業の移転、3. 加速するコスト上昇、4. 困難に直面している外資企業に対する配慮が不足していること、5. 知財権訴訟で審理の時間が長すぎる事、6. 市場の進出において、壁が存在すること」の6点を説明し、「問題

について、中国政府も改善しつつあるが、江蘇省に進出する外資系企業の利益を守ることに自信を持っており、既に進出済みの企業に対しても更なる発展ができるようサポートしていく」と語った。

－南京市人民政府－

胡洪・南京市人民政府副市長はじめ、市政府弁公庁、発展和改革委員会、外事弁公室、商務局の幹部と会見した。



小澤会長(左)と胡副市長(右)

胡副市長は、「南京は長江デルタに位置し、経済が非常に発展している重要な工業都市の一つで、面積は約6,500km²、人口は800万人を超えている。南京市のGDPは全国第11位で、1兆円を突破した。南京の歴史は悠久で、街としての歴史は2,500年を超えている。そのうち400年ほどは首都だった。

また、特徴として、発達した教育環境があげられる。50校以上の大学があり、各分野の専攻がある。南京は悠久な歴史と良い工業の基礎がある為、今の南京は経済的に大きく発展している。現在、中国の

目次

訪中報告 東海地方企業家訪問団が江蘇省南京市を訪問	1
2018年国民経済・社会発展統計公報(抜粋)	3
交流記録	6
後援行事報告 「中国蓬萊観光交流会」が開催	8
後援行事報告 「第14回 桜二胡音楽会2019」に約3,000人が参加	8

中国投資説明会 広東順徳一名古屋投資説明会	9
5月以降の行事案内	9
青島デスクNEWS	10
西安デスクNEWS	11
【寄稿】対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(7)	12
中国短信	16
中国経済データ	18

国家戦略の中には各種戦略があるが、南京は戦略の中で重要な地位を占めている。例えば、「一帯一路」経済構想では、南京市は交差点として重要な拠点の一つである。また長江経済ベルトにおいては下流域の重要都市で、長江デルタ一体化戦略の中心都市でもある。また、製造業の中では4大産業があり、①IT産業－世界的にも有名な台湾半導体大手のTSMC（台湾積体電路製造股份有限公司）がある。②新エネ車産業－伝統的な自動車産業ではマツダやマツダのエンジンの工場があるが、今は新エネ車や自動運転技術の製造にも力を入れている。③ハイレベルの工作機械の製造－この分野で日本の技術は世界の最先端レベルにあり、日本企業と共に事業を行いたい。④医薬・環境分野産業－日本の医療技術や製薬技術なども世界トップレベルと聞いている。その他にも、ソフトウェア・情報産業、金融と金融に関連するサービス業、健康産業・文化産業、現代物流などの産業がある。これらの産業においても日本との協力の余地は大きいと思う。その他にもAI分野などで南京には大学や研究機関が沢山あり、人材も豊富で、発展に力を入れている。日本は南京市にとって非常に重要なパートナーで、南京市としては、先ず経済貿易分野での連携や協力を強化したい」と日本企業との経済協力に強い意向を示した。

更に「この度、皆様の訪問団が南京市を訪問して頂いたことは、南京市との関係を非常に大切にしている証であり、心から歓迎申し上げる」と大変温かい挨拶を頂いた。

－中国国際貿易促進委員会江蘇省分会－

3月21日(木)14時45分より、中国国際貿易促進委員会江蘇省分会を訪問・交流した。

同会とは、長年にわたり協力関係にあるが、昨年9月に同会とセンターは新たに業務提携を締結し、今回の訪問は、提携後の初交流となった。

王存副会長からは、「江蘇省は経済規模が全省2位で、地理的には「一帯一路」の交差点に位置している。2018年の江蘇省貿易総額は4.4兆円で、実行ベース外資導入額は256億ドルに達し、この2つの数字は中国全省の中でトップレベルである。日本から江蘇省への投資額は外資全体の4分の1を超えており、江蘇省と日本の2018年度の輸出入総額は600億ドルで、輸出入のバランスがとれている」と江蘇省

の状況について紹介があり、続いて、「当会は、外国企業の江蘇省への進出をサポートする為に1963年に設立され、56年の歴史がある。1988年に江蘇省国際商会という名称を併用することになった。事業の1つに、企業を組織して海外の展示会に出展しており、これまで173回出展した。また、江蘇省内でも多くの国際的な展示会を主催している。また、主催、共催するセミナーや経済貿易促進活動を年間50回ほど企画している。このようなイベントを通じて、省内企業が日本も含めた世界中の国や地域と協力可能なプラットホームを提供している。更に、国際貿易・投資活動を促進する為、国際貿易・投資に関して法律面でのサポートも実施している。具体的には、講習会、コンサルティング、契約履行の通知、調停、仲裁などのサービスを一貫サービスとして企業に提供することができる。トラブルについては、中国国際貿易仲裁委員会のもとで、江蘇省仲裁センターを発足させ、企業の問題解決の一役を担っている。このほか、原産地証明などの各種証明書の発行も行っている」と同会の業務について紹介を行った。

－江蘇-日本東海企業家経済合作交流会－

続いて、江蘇-日本東海企業家経済合作交流会を開催し、中国国際貿易促進委員会江蘇省分会／江蘇省国際商会の呼びかけにより36名が出席した。

訪問団を代表して、小澤会長が挨拶した後、大野専務理事兼事務局長が「日本企業の長寿の秘訣」と題して紹介し、

続いて団員の中から今年が社歴350年の大矢英貴・岡谷鋼機(株)取締役大阪店長と社歴178年の横江又洋・豊島(株)監査役が自社



質問に答える横江団員

の紹介を行った。また、中国側からは、馬翊凱・江蘇省海外企業集団有限公司弁公室主任助理と周華軍・中国江蘇国際経済技術合作集団有限公司招商一部担当から自社の事業紹介を行い、その後、質疑応答など交流を行った。

2018年国民経済・社会発展統計公報(抜粋)

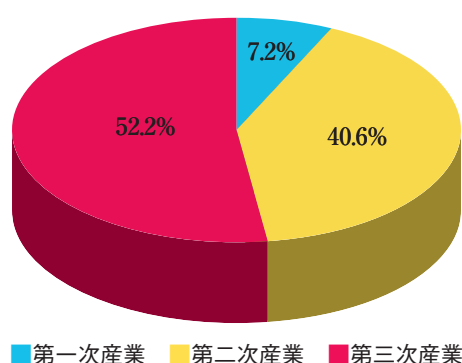
中国国家统计局が発表した2018年の国民経済・社会発展統計公報によると、2018年の中国の経済は全体的に安定し、安定の中で前進が見られ、質と効率が着実に向上し、人民の生活が持続的に改善し、経済の持続的で健全な発展が維持され、全面的な「小康(ややゆとりある)社会」の達成に向けた新たな一歩が踏み出されたとした。

◇国内総生産(GDP)

国内総生産(GDP)は前年比6.6%増の90兆309億元となった。

そのうち、第一次産業は前年比3.5%増の6兆4,734億元、第二次産業は同5.8%増の36兆6,001億元、第三次産業は同7.6%増の46兆9,575億元だった。

中国2018年GDP産業比率



◇人口・就業

2018年末の総人口は、13億9,538万人となった。そのうち、都市人口は総人口の59.58%にあたる8億3,137万人、農村人口は同40.42%にあたる5億6,401万人となり、引き続き都市化が進んでいる。

就労人口は7億7,586万人で、うち4億3,419万人が都市就労者で、年間の都市新規就業者は1,361万人で、前年より10万人増えた。年末時の都市登記失業率は3.8%と前年同期比0.1ポイント減少し、雇用は安定方向にある。

項目	人数
総人口	13億9,538万人
都市人口	8億3,137万人
農村人口	5億6,401万人
就労人口	7億7,586万人
都市就労者	4億3,419万人
農民工	2億8,836万人
出稼ぎ農民工	1億7,266万人
地元農民工	1億1,570万人

◇サプライサイド構造改革

サプライサイドの構造改革は一段と進展している。年間の全国工業稼働率は76.5%で、前年比2.4ポイント増加した。そのうち、石炭の採掘・選別・洗浄の稼働率は70.6%で、同2.4ポイント上昇した。非鉄金属精錬・圧延加工業の稼働率は78.0%で、同2.2ポイント上昇した。

18年末の分譲建物在庫面積は5億2,414万㎡で、前年より6,510万㎡減少した。また18年末の一定規模以上の工業企業の資産負債率は56.5%で、前年同期比0.5ポイント減少した※。

※昨年(2017年)の公報では、同負債率は55.5%と発表されていたため、後日修正が行われた模様。

一定規模以上の工業企業の主要営業収入100元当たりのコストは83.88元で、同0.20元減少した。

年間の生態保護・環境整備業、農業の固定資産投資(農家を含まない)は、それぞれ前年比43.0%、15.4%伸びた。

◇新動力、新産業、新業態

項目	伸率
一定規模以上工業戦略性新興産業 ※1	8.9%
うち、ハイテク製造業 ※2	11.7%
装備製造業 ※3	8.1%

※1. 省エネ環境保護、新世代IT、バイオ、ハイエンド装備製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車産業など七大産業のうち工業に関連する産業。

※2. 医薬、航空宇宙機器・設備、電子・通信設備、コンピュータ・オフィス設備、医療機器設備・計器、情報化学品製造業。

※3. 金属製品、汎用設備、専用設備、自動車、鉄道、船舶、航空宇宙及びその他輸送設備、電気機械・機材、コンピュータ・通信・その他電子設備、計器製造業。

項目	生産量	伸率
新エネ車	115万台	66.2%
スマートテレビ	1億1,376万台	17.7%

一定規模以上のサービス業(※4)のうち、戦略性新興サービス業の売上は前年より14.6%増加、年間のハイテク産業投資は前年より14.9%増加、工業技術改造投資は12.8%増加した。

※4. 属製品、汎用設備、専用設備、自動車、鉄道、船舶、航空宇宙及びその他輸送設備、電気機械・機材、コンピュータ・通信・その他電子設備、計器製造業。

年間のオンライン小売額は前年比23.9%増の9兆65億元となった。

◇貧困脱却

一人当たり毎年2,300元(2010年不変価格)の農村貧困基準に従って計算すると、2018年末の農村貧困人口は1,660万人で、前年より1,386万人減少し、貧困発生率は1.7%と前年より1.4ポイント下がった。また貧困地区の農村の一人当たりの可処分所得は10,371元と前年より実質8.3%増加した。

◇工業

全工業付加価値額は前年比6.1%増の30兆5,160億元となった。一定規模以上の工業生産付加価値額は同6.2%増加した。うち、国有支配企業が6.2%増、株式制企業が6.6%増、外資系企業及び香港・マカオ・台湾の投資企業が4.8%増となり、私営企業は6.2%増加した。企業収益も改善しており、年間の一定規模以上の工業企業の利益は10.3%増の6兆6,351億元に達した。

◇発電設備容量

18年末の発電設備容量は前年同期比6.5%増の18億9,967万kWとなった。

項目	容量(万kW)	伸率(%)
発電設備容量	189,967	6.5
火力	114,367	3.0
水力	35,226	2.5
原子力	4,466	24.7
風力	18,426	12.4
太陽光	17,463	33.9

◇輸送・自動車

年間の貨物輸送量は前年比7.1%増の514.6億tで、貨物回転量は同4.1%増の20兆5,452億t kmだった。

一定規模以上の港湾年間貨物取扱量は同2.7%増の133億tで、うち対外貿易貨物取扱量は同2.0%増の42億tだった。一定規模以上の港湾コンテナ取扱量は同5.2%増の2億4,955万TEUだった。

項目	2018年実績	伸率
貨物輸送量	514.6億t	7.1%
鉄道	40.3億t	9.2%
道路	395.9億t	7.4%
水運	69.9億t	4.7%
民間航空	738.5万t	4.6%
パイプライン	8.5億t	5.4%

年間の旅客輸送数は同3.1%減の延べ179億人で、旅客輸送人キロは同4.3%増の3兆4,213億人kmだった。

項目	実績(万台)	伸率
民間自動車保有台数※	2億4,028	10.5%
個人所有自動車	2億730	10.9%
民間乗用車保有台数	1億3,451	10.4%
個人所有乗用車	1億2,589	10.3%

※三輪自動車と低速トラック906万台を含む

◇消費

社会消費財小売総額は前年比9.0%増の38兆987億元で、うち都市部の小売総額は同8.8%増の32兆5,637億元、農村部の小売総額は同10.1%増の5兆5,350億元だった。また、商品小売額は同8.9%増の33兆8,271億元、飲食の売上高は同9.5%増の4兆2,716億元だった。

項目	金額(億元)	前年比
社会消費財小売総額	380,987	9.0
うち都市部	325,637	8.8
農村	55,350	10.1
うち商品小売額	338,271	8.9
飲食販売高	42,716	9.5

◇固定資産投資

固定資産投資総額は前年比5.9%増の64兆5,675億元で、うち農家を含まない固定資産投資は同5.9%増の63兆5,636億元だった。

地域別にみると、東部地区が5.7%増、中部地区が10.0%増、西部地区が4.7%増、東北地区が1.0%増となった。

東部：北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南
 中部：山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南
 西部：内モンゴ、広西、重慶、四川、貴州、雲南、西藏、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆
 東北：黒竜江、吉林、遼寧

農家を含まない固定資産投資の中で、第一次産業への投資額は前年比12.9%増の2兆2,413億元、第二産業への投資額は同6.2%増の23兆7,899億元、第三次産業の投資額は同5.5%増の37兆5,324億元だった。民間固定資産投資は8.7%増の39兆4,051億元で、固定資産投資全体(農家分を含まず)の62.0%を占めた。

◇対外経済

輸出入総額は前年比9.7%増の30兆5,050億元で、うち輸出は同7.1%増の16兆4,177億元、輸入は同12.9%増の14兆874億元だった。

貿易収支は2兆3,303億元の黒字で、前年比5,217億元減少した。

「一帯一路」沿線国との輸出入額は前年比13.3%増の8兆3,657億元で、うち輸出は同7.9%増の4兆6,478億元、輸入は同20.9%増の3兆7,179億元の大幅増となった。

項目	金額(億元)	伸率
輸出入総額	30兆5,050	9.7%
輸出額	16兆4,177	7.1%
通常貿易	9兆2,405	10.9%
加工貿易	5兆2,676	2.5%
輸入額	14兆874	12.9%
通常貿易	8兆3,947	14.3%
加工貿易	3兆1,097	6.6%

◇外資導入

外国企業の直接投資(銀行、証券、保険は除外)件数は前年比69.8%増の60,533件で、外国企業の直接投資実行ベース金額は同0.9%増の8,856億元(1,350億ドル)だった。

このうち、「一帯一路」沿線国の直接投資企業数は、前年比16.1%増の4,479社で、直接投資実行ベース金額は13.2%増の424億元(64億ドル)、ハイテク製造業での外資利用実績は35.1%増の898億元(137億ドル)となった。

◇財政・金融

項目	金額(億元)	前年比(%)
予算収入	18兆3,352	6.2%増
税収額	15兆6,401	8.3%増

2018年12月末時点の広義のマナー・サプライ(M2)は前年末比8.1%増の182.7兆元で、社会融資総量残高の伸び率は9.8%であった。

◇住民収入・支出

全国住民の1人当たり可処分所得は実質で6.5%増の2万8,228元となり、伸び率は一人当たりGDP成長率6.1より0.1ポイント高かった。

都市部住民の1人当たり可処分所得は実質で前年比5.6%増の3万9,251元だった。農村住民の1人当たり可処分所得は実質で前年比6.6%増の1万4,617元だった。農村住民の収入の伸び率は引き続き都市住民の所得の伸び率を上回っている。

項目	所得(元)
全国住民の1人当たり可処分所得	28,228
都市部住民1人当たり可処分所得	39,251
農村住民1人当たり可処分所得	14,617

◇科学技術

全国のR&D経費支出は前年比11.6%増の1兆9,657億元で、GDPの2.18%を占める。このうち、基礎研究費は1,118億元となった。

項目	件数(万件)	前年比
国内外の特許出願数	432.3	16.9
うち国内	412.1	17.3%
うち発明特許	154.2	11.6%
有効特許	838.1	17.3%
うち国内	739.9	19.3%
うち発明特許	236.6	13.5%

◇観光

項目	実績	伸率
国内旅行者数	55.4億人	10.8%
国内観光収入	5兆1,278億元	12.3%
海外入国旅行者数	1億4,120万人	1.2%
国際旅行の外貨収入	1,271億ドル	3.0%
国内住民の出国者数	1億6,199万人	13.5%

◇エネルギー消費量

エネルギー総消費量 (標準炭換算)	46.4億トン 前年比3.3%増
うち 石炭	1.0%増
原油	6.5%増
天然ガス	17.7%増
電力	8.5%増

業務グループ長 石原和巳

交流記録

<中国国際貿易促進委員会広西分会>

3月24日(日)、李常官・中国国際貿易促進委員会広西分会会長一行5名が来名し、「中国広西国際商会日本連絡所」を開設する看板掲式が行われた。



左から孫副総領事、李会長、任所長、大野専務理事

同連絡所は、名古屋市中区栄4-16-29中統奨学館301室に開設され、所長に任健氏が就任した。任所長は、同省の省都である中国国際貿易促進委員会南寧市分会の駐日連絡事務所の代表も兼務している。

看板掲式には、中国駐名古屋総領事館から孫志勇副総領事、岳倩領事アタッシュエ(商務担当)はじめ、鄭興・名古屋華助中心主任をはじめ華僑華人が出席し、当センターからは大野専務理事兼事務局長、原田相談役の2名が出席した。

広西チワン族自治区には、当地区からの進出企業はほとんどなく、日本全体からの投資も少ない。今後、同連絡所が担う広西チワン族自治区の情報発信や経済交流、人的交流の役割に期待が高まる。

広西チワン族自治区の注目すべき点は、ASEANとの経済交流の推進で、9月に同自治区の省都である南寧市にて開催予定の「第16回中国-ASEAN博覧会」は、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)及び一帯一路(シルクロード経済ベルト、21世紀海上シルクロード)との連携を強化する一大イベントとして注目が高まっている。

中国国際貿易促進委員会広西分会

李常官 会長

宮曉領 合作発展部部長

何麗 国際聯絡部副部長

慮曉娟 国際聯絡部

劉鵬飛 弁公室

<中日韓中小企業ツーウェイ投資促進

公共サービスプラットフォーム>

3月25日(月)、当センター準会員の洪雁・中日韓中小企業双向投資促進公共服務平台主任と宮麗・日本部部長の2名が当センターを訪れ、石原業務グループ長と瀨瀬業務グループ担当が対応した。

同プラットフォームは、山東省商務庁と威海市商務局より支持を得て成立した山東省にて唯一の省級投資促進サービスプラットフォームで、日本及び韓国企業の威海市



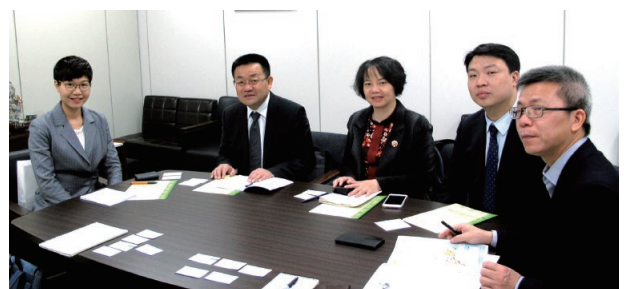
左から石原グループ長、洪主任、宮部長

への誘致を行っており、企業設立に関するワンストップサービスを提供している。

洪主任から、今後東海地区中小企業の威海市への企業誘致の協力を要請された。

<佛山市南海区人民政府>

4月8日(月)、顧耀輝・佛山市南海区人民政府区長一行5名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。



佛山市南海区人民政府一行5名

顧区長から南海区の情況について、「2高(ハイエンド製造業・ハイレベルサービス業)+4新(新エネ・新材料・新バイオ医薬・新世代電子産業)」という産業発展政策の紹介があった。中でも新エネ分野では、水素エネルギー発展計画を策定し、既に公共バスと小型トラックでの普及に力を入れていると大変興味深い説明を受けた。

当センターが企画する第28次中国自動車産業視察団は、正に広東省・香港・マカオのビッグベイエリアの視察を予定しており、是非とも南海区に立ち寄り、水素車の導入状況と水素ステーションの運営状況を視察してみたい。

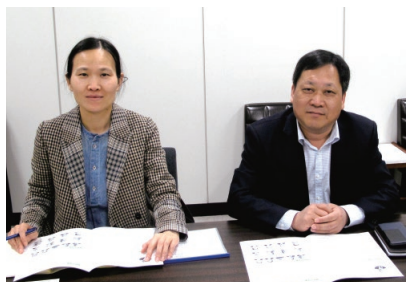
また、10月下旬に「水素大会」11月中旬に「安全大会」のイベントがあるので、センター会員に参加を呼び掛けて欲しいと要請があった。

顧耀輝 佛山市南海区人民政府区長
張応統 中共佛山市南海区丹灶鎮委員会書記
張厚祥 中共佛山市南海区九江鎮委員会副書記
佛山市南海区九江鎮人民政府鎮長
伍慧英 佛山市南海区經濟促進局局長
梁素鳳 佛山市南海区經濟和科技促進局
投資促進科副科長(日本項目担当)

<青島秀甫国際貿易有限公司>

4月12日(金)、趙秀芝・青島秀甫国際貿易有限公司幹部と、その業務委託先である李光双・山東雷諾服飾有限公司副總經理の2名が当センターを訪れ、石原業務グループ長と瀨瀬業務グループ担当が対応した。

今回この2名は、大阪で開催されたファッション展示会



趙幹部(左)と李副總經理(右)

「AFF大阪2019」に出展し、その展示会の閉幕後に名古屋の取引先を訪問・商談した。

李副總經理の会社では、スーツ、カジュアル、デニムの専門工場をそれぞれ有し、2017年から本格的に日本企業との取引を開始しており、最近では、アメリカからワインをはじめとする食品の輸入も開始しており、順調に経営しているとの事であった。

<山東省日照市人民政府外事僑務弁公室>

4月16日(火)、王宏坤・山東省日照市人民政府外事僑務弁公室領事礼賓科科长が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。

王科長は、正式に東京で山東省日照市の駐日連絡事務所を開設(※P15参照)したことを報告すると

もに、当センターに対し、自動車産業、港湾物流業などの視察団を日照市に派遣することを要請した。

石原グループ長は、数年前に同市を訪問・視察したことがあるが、その後、当センターから同市を訪れた職員がいない。同市にも空港や高速鉄道が整備されるなど早いテンポで発展を遂げているので、次年度以降の視察先候補として、一度視察に訪れることを約束した。



王宏坤科長

<鄭州空港港經濟綜合実験区>

4月17日(水)、鄭州空港港經濟綜合実験区商務局の李歌氏が当センターを訪れ、業務グループの中村課長と瀨瀬担当が対応した。

河南省は三重県と友好都市の関係にあり、河南省政府や省内の市政府から三重県に毎年1名が国際交流委員として派遣されており、2018年度は李氏が選ばれたという。



李氏は三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班に配属され、3月末に任期満了した後、4月は鄭州進出の日本企業などを訪問し、本帰国を前に当センターを表敬訪問した。

鄭州空港港經濟綜合実験区は河南省の省都・鄭州市にあり、鄭州空港を中心に開発が進んでいる一大工業団地である。EMS(電子機器製造受託サービス)世界最大手の台湾ホンハイ(中国大陸名はフォクスコン)が同区に2010年に進出し、従業員30万人を擁する巨大工場を構え、米アップルのiPhoneを全世界に送り出している。

当センターの小澤哲会長を団長とした中部経済界訪中団が2017年に同区を訪れた際、当時トップの張延明書記(現河南省商務庁庁長)からの提案を受けたことを契機に、当センターは同区と業務協力提携を結んでいる。

<後援行事報告>

「中国蓬萊観光交流会」が開催

3月26日(木)午前、名古屋観光ホテルにて、山東省蓬萊市人民政府主催、中華人民共和国駐名古屋総領事館、蓬萊市海洋発展和漁業局、などの後援により、標記観光交流会が開催された。

当日は劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事によるあいさつに始まり、この地区からの蓬萊への旅行者がこれから増えることを期待するとあいさつがあった。蓬萊市からは楊昇岩市長による蓬萊市の観光資源についての紹介があり、「蓬萊は自然豊かで居心地が良く、人もおおらかで付き合いやすく、開放された都市である。東海地区とは古くから経済面、文化面で結びつきがある」と述べ、蓬萊市へより多くの方に来てほしいとの話があった。また日本企業からの蓬萊に関するプレゼンテーションもあり、日本人から見た蓬萊市の魅力も伝えられた。



楊昇岩市長

蓬萊市は近年、豊富な観光資源を基に、対外アピールを強化しており、世界的に有名な観光地を目指している。説明会の最後には、抽選会があり、当選者には蓬萊の特産品であるワイン、八人の仙人が船に乗った模型などが贈られた。当日は旅行業界の関係者など70名あまりが参加した。

日中青少年交流推進年認定行事

「第14回 桜二胡音楽会2019」に約3,000人が参加

4月7日(日)午後、名古屋市・徳川園蓬左文庫前広場にて、特定非営利活動法人チャン・ビン二胡演奏団の主催、中華人民共和国駐名古屋総領事館、名古屋姉妹友好都市協会の共催により、標記音楽会が開催された。

当日は劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事、廣澤一郎・名古屋姉妹友好都市協会会長(名古屋市副市長)、大村史子・愛知県知事夫人、鄭興・名古屋華助中心主任、趙良行・愛知華僑総会会長はじめ政界、経済界、友好団体、華僑華人ら約3,000名が参加し、当センターからは、高橋明彦副会長(鈴与(株)取締役副社長)、原田泰浩相談役、大野大介専務理事兼事務局長が参加した。

三重県、富山県、大阪府、京都府から在日演奏家が二胡愛好者を連れて参加し、中国からも特別ゲストとして南京芸術家代表団が参加した。



演奏するチャン・ビン氏(中央)

当センターは初回より後援団体として協力しているが、役員企業はじめ会員企業からも協賛協力を得て、同事業を後押しした。

当日は、「花好月圓」「賽馬」「鉄腕アトム」「川の流れのように」「さくらさくら」などが演奏され、二胡の美しい音色が徳川園に響きわたり、参加者を魅了した。

広東順徳一名古屋投資説明会

4月15日(月)、曾利平・佛山市順徳区経済促進局常務副局長(右写真)をはじめ5名が来名し、同区主催、当センター協力により標記説明会を開催した。



会の冒頭、曾常務副局長が「中国政府が進めている“粵港澳大湾区発展計画(広東・香港・マカオグレーターベイエリア発展計画)”において順徳は製造業革新センターと位置付けられており、今後も日本の製造業との協力関係を深めていきたい」と進出を呼び掛けた。

続いて、張健児プロジェクトマネージャーがパワーポイントを使いながら、香港・深圳・広州からのアクセスの良さをアピールした。

その後、順徳進出企業によるケーススタディとして、アイシン精機(株)が100%出資する愛信精機(佛山)汽車零部件有限公司の黒柳雅喜氏(右写真)が講演し、「中国北部の華北地区に比べ南部の華南地区は賃金が10%ほど割高であるものの、それを補って余りあるほど、順徳区によるサービスは“完璧”であり、魅力的な地に進出してよかった」と語った。



またケーススタディではもう一名、パナソニックが100%出資する広東松下エコシステムズの元総経理の喜多忠文氏が大湾區(グレーターベイエリア)をテーマに香港、マカオ、広東の特徴についてデータを紐解きながら説明した。当日は41名が参加した。

5月以降の行事案内

共催セミナー

「当面の中国経済状況と日系企業事例報告」

日 時：5月20日(月) 13:30～17:30
 会 場：名古屋銀行協会 2階
 講 師：華鐘コンサルタント 古林恒雄総経理ほか
 参 加：無料

後援行事

「第23回中国江蘇省輸出商品展示会」

日 時：5月21日(火)～23日(木)
 会 場：マイドームおおさか
 主 催：江蘇省商務庁
 参 加：無料

後援行事

「2019年に企業が注目すべき

中国の税務面/通関面のトピックス」

日 時：5月24日(金) 13:30～16:00
 会 場：安保ホール(ABO HALL)601会議室
 主 催：TJCCコンサルティンググループ
 参 加：無料 ※定員50名(先着順)

共催セミナー

「中国知財戦略の再考のススメ

～中国特許法第4次改正を見据えて～」

日 時：5月27日(月) 14:30～16:30
 会 場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室
 講 師：魏啓学 (一社)東海日中貿易センター
 中国法律顧問
 林達劉グループ 代表取締役
 弁護士・弁理士
 参 加：無料 ※定員60名(先着順)

投資説明会

「煙台経済技術開発区(名古屋)投資説明会」

日 時：5月30日(木) 14:00～16:00
 会 場：名古屋商工会議所 3階 第1会議室
 参 加：無料 ※定員50名
 主 催：煙台経済技術開発区

中欧貨物列車、青島－ミンスク間が開通

4月2日、中欧貨物列車の青島－ミンスク間が開通し、貨物価値約5,000万元のエンジン部品、ソーラー部品などが青島・膠州市を出発した。途中、エレンホト港を經由し、ベルラーシ共和国の首都であるミンスクに22日間で到着する(写真)。



2018年6月に開催された上海協力機構・青島サミットで、青島に全国初となる「中国・上海協力機構地方経済貿易協力モデル区」の設置について政府が支援を表明したことで、青島は歴史的な発展チャンスを迎えることとなった。

7月26日には、海陸一貫の複合輸送を手掛ける「青島複合輸送センター」が同モデル区内で運営を始め、すでに国内各地の鉄道600本線でコンテナ業務の往来があり、世界200カ国余りの国・地域と貿易関係にある。

国際路線では、「中亞列車(中国－アジア)」、「中韓高速便」、「中蒙列車(中国－モンゴル)」、「中欧列車(青島－モスクワ)」、「アセアン便」の5ルートが開通したほか、ウズベキスタン、ロシアからの復路便が開通、国内では青島・膠州市発着のウルムチ、西安、鄭州、洛陽、成都、西大灘(寧夏)、庫爾勒(新疆)の7ルートの定期便などが構築された。

2018年、同センターの累積コンテナ輸送量は53.6万TEU、膠州発の中欧列車(青島－モスクワ)のコンテナ量は山東省全体の81%を占め、2019年のコンテナ輸送量は65万TEUを突破する見込みである。

西はヨーロッパと、南はASEAN諸国と、東は日本・韓国のアジア太平洋と繋がる国際複合輸送の主要ルートは徐々に形成されつつある。

東京で日本－青島経済貿易協力懇談会を開催

3月26日、東京で標記懇談会が開催された。日本からは日中経済協会、日本貿易振興機構(JETRO)、下関市、札幌市、宮崎市、小樽市、関連企業らが、中国からは青島市政府、関連都市・企業らの計300人余りの来場となった。

懇談会では、青島市の紹介ビデオを放映後、青島市人民政府・薛慶国常務副市長が挨拶、「今年は青島市と日本の友好交流・経済貿易協力40周年を迎えた。青島が世界トップレベルのビジネス環境を打ち立てるため、日本の様々な分野とハイレベルな協力関係が確立できることを望んでいる」と述べた。

同会では、青島市商務局とイオン(株)などをはじめ、日中相互の各分野において9つの投資提携プロジェクトが締結された(写真)。



日本は青島市にとって最も早い段階での経済貿易提携パートナーで、最初に青島市に進出した中外合弁企業、外資銀行はいずれも日本からで、初の国際便も青島－大阪間と両者の係わりは深い。

現在、日本は青島にとって第3番目の主要投資国で、2018年までの日本による青島への投資プロジェクトは累計2,113項目、投資実行額は58億ドル、青島から日本への投資プロジェクトは累計92項目にのぼり、近年は投資が拡大傾向にある。それを裏付けるように、2018年は青島と日本でビジネス・旅行などの人的往来が約40万人を記録、現在の青島と日本各地間のフライトは18便/日となっている。

レポーター



東海日中青島デスク
代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

「西安－寧波」、「西安－青島」間が開通

3月25日、西安港(西安鉄路コンテナセンター駅)から「西安－寧波」、「西安－青島」間で海陸複合輸送列車の運行が始まった(写真)。



ロシアから輸入したシート材や機械設備を41コンテナに積み込んだ青島・寧波行き貨物列車が西安港を出発した。本便は、西安港と中遠海運、中国邮政、招商局物流集団など中央企業の連合による共同運行となっている。

ヨーロッパ－西安の延線となる本線では、今後、中欧貨物列車(長安号)によってヨーロッパからの貨物が西安経由で供給されることになる。本線の開通により、西安発着の路線が更に拡大となった。今後は、運行の質を高め、本数を更に増やしていく予定だ。

中欧貨物列車も拡大中

3月22日には、「襄陽(湖北省)－西安－ヨーロッパ」間の国際貨物列車が運行を開始した。これは湖北省自由貿易試験区・襄陽片区(飛び地)から西安港まで貨物を搬送し、西安港にて貨物を積み替え、「長安号」でヨーロッパに到達するものである。西安港の出発から12日目にハンガリー・ブダペスト、15日目にドイツ・デュースブルクに到達する。初回の運行では、自動車用ベアリング、エンジン、その他自動車部品、アパレル、日用雑貨が輸送された。

中国は、シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード戦略の中で、西安をその起点と位置付けているが、一帯一路におけるハブとしての機能が徐々に構築されてきている。今回の青島、寧波間の開通によって、一帯一路だけでなく、3都市間の更なる経済発展に対しても貢献できるであろう。

中欧貨物列車(西安)集散センターを構築へ

3月25日、「中欧貨物列車(西安)集散センター提携フォーラム」が西安で開催され、一帯一路沿線にある企業、港湾、物流会社、研究機関から300余名が来賓として招かれ、西安を中欧貨物列車の集散センターとして打ち立てるための将来ビジョンについて討論会が行われた(写真)。



本フォーラムでは「一帯一路(西安)海陸複合主要ルートの共同建設における提案書」の公布も同時に行われた。

交通運輸部水運科学研究所の鄧延潔副総工程師は、「一帯一路が質の高い発展段階にはいる中、西安の中欧貨物列車集散センター並びに海陸複合輸送の主要ルートを構築することは時宜にかなっており、シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの連動についても実現できると思う。そのためには西安港における将来ビジョンのレベルを高く設定し、市場向けのPRを強化し、通常運行の質を高め、ハブ港としてのポジショニングを更に明確にすることが大事で、同時にソフト環境も整え、通関効率を高め、自由貿易試験区の革新を継続させ、位置的またはコストパフォーマンスの優位性を示していかなければならない」と述べた。

中欧貨物列車集散センターを打ち立てるためには、運輸システム規格の統一や、国内・海外両方のニーズに応えるサービス提供などが効果的で、目的達成のために中国と関連国が共同で最善策を模索し、絶えず質を高めていくとした。

レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

(西安国際港務区

投資合作促進局 局長助理)

対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(7)

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

今年になり、中国各地の裁判所が受理する案件には董事・監査役・高級管理職が会社の利益に損害をもたらすケースが多くなっている。中でも董事、高級管理職あるいは財務担当者が会社資産の横領あるいは使い込み、または知人名義で設立した会社との自己取引、関連取引といった類似事件が多発している。最近では大連の大和ハウス関連会社において、董事、財務担当者による会社財産の横領、使い込みという重大な事件があった。こうした事案は会社および株主に大きな経済損失をもたらすだけでなく、ひいては企業ブランドとイメージにも重大な影響を与える。よって、各企業は董事・監査役・高級管理職に対する監督管理を重視ならびに強化し、もしこのような事件が発生した場合は、企業は積極的に対応して、関連人員を厳正に処罰する必要がある。

(6)の続き

案件2：「法定代表者および董事長、總經理がリベート、賄賂を要求した案件(非公務員(会社、企業またはその他組織の従業員)による収賄罪)」(案件番号：(2016)湘02刑終93号)

事実関係要約

A社は2006年8月22日に法により設立され、衣服・靴・帽子の販売業および市場管理サービスを経営し、その法定代表者および董事長を甲、かつ、乙・丙・丁・戊(実際には会社管理に参与せず)を董事会メンバーとし、その内、乙が会社總經理を任職し、甲・乙・丙・丁の4名が会社の日常業務の意思決定を討議し、財務支出は4名の署名による同意が必要としていた。

1、2013年5月、A社は特定市場への進出、建設拡大および改造プロジェクトを担当し、甲、乙ら董事会

メンバーは時間が差し迫っていることを理由として、公開入札を実施せず、内部の合議入札を行って防火、空調、内装、土木工事(土木補助工事を含む)、エレベーターおよび6つの建設チームが改修を請け負うという全体プロジェクトへの監督管理を決定した。

6つの建設チーム確定後、乙・丙・丁が事務所で雑談している際に、乙が工事の総建設費用の10%を各施工チームからのリベートとして受け取ることを提案し、これに丙および丁も賛同した。その後乙はこの提案を甲に伝えたが、甲は笑って返事をしなかった。

市場改造プロジェクトが完成した際に、乙は施工チームの総責任者である陳氏を事務所呼び出して、リベート要求について話をした。この時、丙、丁も後先に事務所に来たので、乙はリベート要求の件を丙および丁に話したところ、丙および丁ははっきりした返事をしなかった。

その後乙は、空調施工の担当者李氏に70,000元のリベートを要求し、また、陳氏を通して土木補助工事の担当者蔣氏にも40,000元のリベートを要求した。その他にも乙個人で防火施工担当者翟氏から20,000元を手数料として受け取った。

2、上述の市場改造プロジェクトの工事完成後、土木工事担当者の羅氏はリベート10%は高すぎると考え、甲と面談を約束して自動車の中で甲に対して100,000元の現金を渡し、甲から乙・丙・丁ら会社董事たちにうまく説明してもらうよう依頼し、これ以上となる10%のリベートは不要にしてほしいと依頼したところ、甲は100,000元の現金を受け取ったうえで、協力することに同意した。

3、上述の市場改造プロジェクトの開始時において、甲は乙に対して甲の息子に内装解体工事を請け

負わせてほしいことを話した。

その後、乙は内装改造工事の担当者汪氏に対し、上述の甲の意思を汪氏に伝え、工事は汪氏のチームが行うこと、利益は甲の息子に渡すことを求めた。

汪氏は甲のフォローへの感謝を表すため、この件に同意し、内装解体工事完了後、甲に会って内装解体工事の利益50,000元を甲に渡した。

4、上述の市場改造プロジェクトにおいて、空調改造工事担当者の李氏は甲による業務フォローへの感謝を表すため、甲の事務所で2013年9月11日、10月8日にそれぞれ30,000元、50,000元を甲に渡した。

5、2012年の始め、譚氏はある事業主から某オフィスビル全体の譲受を委託され、この情報を親しい友人である甲の妻唐氏に話したところ、甲の知るところとなり、甲はこのオフィスビルをA社の事務所にしようと考え、A社の董事会、監査役会メンバーの同意を得て、譚氏と具体的な譲受について連絡を取り始めた。

最終的に、双方は3,800元/m²の価格で買い取ることになり、その際譚氏はこの価格をこれ以上下げてはならないこと、また、その価格には彼への200元/m²の名目上の諮詢費用が含まれることをきちんと説明し、また、取引完了後には、諮詢費用の半分を唐氏に渡すことを承諾した。よって甲はこれを黙認し、再度値引き交渉をしなかった。

その後、甲は時間が差し迫っていることから株主大会を召集せず、3,234,838元の譲渡価格を3回に分けて銀行から譚氏にすべて支払い、譚氏は金額を全額受け取ってから銀行送金で84,600元を甲の妻唐氏の個人口座に振り込んだ。

上述の受け取ったりバートや賄賂の要求という違法行為の事実以外にも、甲、乙には現地の関係税務官庁、市場管理官庁の職員らに贈賄などの違法行為の事実があった(詳細は省略する)。

本件発覚後、現地の所轄警察庁は直ちに甲乙両者を聴取して、法によって監視付き居住、保釈、逮捕などの強制的な措置を採られた。甲、乙は捜査において所轄警察庁に自身の犯罪事実をすべて供述し、所轄警察庁がまだ掴んでいない他者への贈賄事実も代わる代わる述べた。その後、所轄検察庁は職権に

より所轄裁判所に対し、甲および乙を非公務員(非国家工作人員)による贈収賄など数々の罪により提訴した。

②判決について

i.第一審判決

第一審裁判所は本件の審理にて下記の通り確認した。

公訴側は、本件の客観的事実を証明するために下記の証拠を提出した。①A社の関係会議議事録、②某市場内装契約および代金受取の授權書簡、「某市場土木建築改造施工契約書」の補充協議、消防工事請負契約、某市場空調購入・据付契約・補充契約および関係支払証書、③A社の市場改造プロジェクトの明細表、農業銀行および建設銀行の取引明細と関連証書、④某オフィスビル全体の譲渡協議書、建屋賃貸協議および関係銀行証書、⑤証人唐某らの証言、⑥甲および乙の供述および弁解。

第一審裁判所は下記の通り判断した。

上述の法廷尋問および立証、質疑、証拠確認により、相互に裏付けが可能となり、被告人甲、乙の陳述が事実であると認定するのに十分だった。本件発生後、被告人甲、乙が供述した自身の犯罪事実すべて、および検察庁も掴んでいない他人から受け取った財物という事実も自ら代わる代わる述べたこと、甲、乙が現地関係税務官庁、市場管理官庁の係官に対する贈賄等の違法な事実を鑑み、第一審裁判所は「中華人民共和国刑法」の関連規定に基づき、下記の通り判決を下した。

被告人甲を非公務員(非国家工作人員)の収賄罪を犯したため、懲役2年8ヶ月に処する。企業の贈収賄罪を犯したため、懲役8ヶ月に処する。犯した企業の贈収賄罪については刑事処罰を免除する。併せて懲役3年に処する。

被告人乙を非公務員(非国家工作人員)の収賄罪を犯したため、懲役1年に処する。企業の贈収賄罪を犯したため、懲役8ヶ月に処する。犯した企業の贈収賄罪については刑事処罰を免除する。併せて懲役1年6ヶ月に処する。

被告人甲、乙が犯罪によって得た金額人民幣444,600元は没収されるため、一旦企業財務から控除して国庫に納めること。

ii. 第二審判決

第一審判決後、甲は「一部の事実が不明確で、刑罰が重すぎる」などの理由および意見を提出して、第二審での判決の変更を求めた。また、乙は「第一審の認定した一部の事実および法律適用についての誤りがあり、刑罰が重すぎる」などの理由から、第二審での判決の変更を求めた。

これに対し、公訴側である人民検察院検察官は、第一審裁判所の事実認定は明確で、証拠も確実、十分であり、罪状の確定は適切で、裁判の手順は合法であること、「両高(最高人民裁判所と最高人民検察院)」の新たな司法解釈に基づき、第二審裁判所は上訴人2名の量刑に対して改めて判断するとした。

第二審裁判所は本件を受理した後、審理調査によって甲、乙が第一審で認定された犯罪事実が真実であること以外に、更に、A社が不当な利益を獲得するために、董事長、法定代表者である甲が税務官庁の係官3名への合計130,000元の贈賄行為を明らかにした。

これらについて、公訴側は以下の証拠を提出した。①立案決定書、所轄税務による状況説明、A社の借用証書およびA社の増値税一般領収証の写し、②関係人員の証人による証言、③被告人甲の供述および弁解、④被告人乙による供述および弁解、⑤証人株主丙の証言、⑥証人株主丁の証言。以上の証拠はすべて法定審問および立証、尋問、証拠認証により、相互に裏付けが可能であり、上述の犯罪が事実であると認定するに十分とされた。

第二審裁判所は本件審理後に、甲および乙はA社の董事長、総経理として職務の都合を利用して他者の財物を不法に受取り、要求し、他者のために利益を得た行為により、非国家工作人員による収賄罪を構成していると考えた。A社は不当な利益を得るために公務員および国家官庁に贈賄を行い、甲、乙はその直接の主務人員およびその他直接の担当人員として、その行為は商業収賄罪、商業贈賄罪を構成していると考えた。

甲の提出した「一部の事実が不明確」という上訴理由および意見に対し、審理を経て、甲が職務の都合を利用して不法に他人の財物を受け取った犯罪事実、関係書面証拠、証人による証言などの証拠は、それらの証拠が相互に形成するつながりによって十分に認定でき、その収賄犯罪の事実は明確で、証拠

は確実である故、上訴および抗弁の理由は成立しないと判断された。

乙の提出した「第一審で認定した事実は一部が誤りで、適用法律に誤りがある」などの上訴理由については、審理を経て、商業贈賄罪において、甲は会社法定代表者であることから共犯となったこと、ならびに具体的に贈賄行為を行っていることから甲が主犯で、乙はその次点的な行為、即ち従犯であり、「罪刑均衡」の原則に基づき、乙への処罰は免除できるとし、上訴理由は成立すると判断した。

甲、乙の提出した「量刑が重すぎる」などの理由および意見については、審理を経て、上訴人甲、乙は自首して状況を自白していること、受け取った金額を積極的に返還していることなどから、最高裁判所、最高検察庁の「汚職賄賂刑事案件に適用する法律の若干問題に関する解釈」第11条の規定に基づき、本件の具体的な状況および検察庁の意見を鑑み、法により甲に対する刑罰を軽減できると判断した。乙の犯罪状況は比較的軽く、罪を悔やんでいる態度から、執行猶予にしたとしても居住地域への重大で不良な影響は無いとし、法により乙に対して執行猶予を宣告し、故に2名の提出した理由は成立し、本裁判所はこれを採用すると判断した。

よって、第二審裁判所は甲、乙が第一審で確定された罪状の一部を維持し、ならびに量刑部分について下記の通り変更した。

甲は非公務員(非国家工作人員)の収賄罪を犯し、懲役1年6ヶ月に処する。商業贈賄罪は懲役8ヶ月に処する。商業収賄罪については刑事処罰を免除する。併せて懲役2年に処する。

刑については下記の通り変更した。乙は非公務員(非国家工作人員)の収賄罪を犯し、懲役6ヶ月、執行猶予1年に処する。商業収賄罪については刑事処罰を免除する。商業贈賄罪については刑事処罰を免除する。併せて懲役6ヶ月、執行猶予1年に処する。

③第一審判決における甲、乙の犯罪によって得た金額合計人民幣444,600元は没収し、一時的に企業から控除して国庫に納付する判決を維持した。

検討

本件は会社法定代表者、董事、総経理など的高級管理職によるリベート要求および贈収賄という典型

的な案件であり、同時に商業贈賄、商業収賄などの
その他罪名も関わる案件である。

本件の第一審、第二審裁判所は、審理、法廷尋
問、証拠認証等を経て、関連契約、銀行送金証書、
証人の証言などに基づき、甲を法定代表者および董
事長、乙を総経理という立場からリベート、賄賂を
受取ったこと、および関係官庁への贈収賄行為とい
う犯罪事実について、それぞれ甲、乙に適切な刑事
処罰を下した。

中でも第二審裁判所では、関係法規定および罪刑
均衡の原則に基づいて、甲、乙の自首、状況の自白
を併せ、甲、乙の量刑上の処罰を軽減した判決を下
している。

本件では、董事・監査役・高級管理職が行ったリ
ベート要求と受取、贈収賄の事実に対し、会社側は
「会社法」第149条の規定に基づいて民事責任に対す
る損害賠償を追及するだけでなく、所轄警察庁に通
報して、警察庁による立権、捜査ならびに検察庁に
よる公訴により刑事責任を追及した。

次号では、高級管理職の経営する企業による会社
利益への損害案件、総経理による勤勉の義務違反に
よる会社利益損害案件について、紹介し、検討する
予定である。

(次号に続く)

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒
業

後、慶應義塾大学大学院法学研究
科博士前期課程を修め、2012年4
月に上海市華鑫法律事務所に入所、
対中取引、日系在華企業の企業法
務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司
法局での勤務を経て、1984年6月
から日本の大江橋法律事務所にて
勤務、外国法事務弁護士として大
阪弁護士会に登録、1998年5月に
上海華鑫法律事務所を開設し、対
中投資、取引、仲裁、裁判事件の
最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易セン
ター中国法律顧問に就任。



日照市駐日本経済貿易代表処が東京に開設

この度、山東省日照市の駐日事務所が東京に開設されました。初代の代表は、以前中国駐名古屋
総領事館にアタッシュとして就任していた王宏坤氏です。今後は日照市との経済交流の窓口として、
日本企業の誘致等を行われます。

<日照市駐日本経済貿易代表処>

住所：〒125-0061 東京都葛飾区亀有2-73-3
サンシティ亀有602号

電話：080-7747-6560

Email：65335772@qq.com



〈中国短信〉

◆行政許可25項目が廃止

中国国務院は3月6日、行政許可について25項目を廃止し、6項目を主管部門の下級政府当局に委譲すると発表した。

行政による許可の多さは経済効率で悪影響を及ぼすとし「行政手続の簡素化、権限の委譲(簡政放権)」が推進され、2000年以降、国務院の所属部門の行政許可を大幅に削減してきたが、本決定もその流れを受けたもの。

石油・天然ガス(炭層メタンガスを含む)の対外合作プロジェクトに関する全体開発計画の許可、非船舶運航業者(NVOCC)の業務許可、国際道路貨物の運輸許可、社名の仮審査などの許可が廃止となり、届出制による事後管理方式などに移行する。

権限委譲6項目は、内地と香港・マカオ間の客船(RORO船、貨客船など)、ばら積み液体危険品船舶の運輸業務従事許可、看護師の就業登録などで、中央政府から省級以下の主管部門に委管し、手続きを簡素化するとした。

◆高速道路の省境料金所を全廃へ

中国交通運輸部の李小鵬部長は3月5日、今後2年以内に国内の高速道路にある省境料金所を基本的に廃止すると発表した。

中国では省別で高速道路の管理体制が敷かれ「省境料金所」が出現することとなったが、渋滞や物流コスト高に繋がるとして2018年5月に国務院が「高速道路の省境料金所廃止を推進する決定」を発表、2018年末には試験的に15ヵ所の省境料金所が廃止されていた。

2019年には、京津冀(北京・天津・河北)、長江デルタ、東北、西南地域の重点省・1級行政区から省境料金所を廃止していき、2020年までには基本的に全廃させるとした。

高速道路の省境料金所廃止の現状と今後の計画

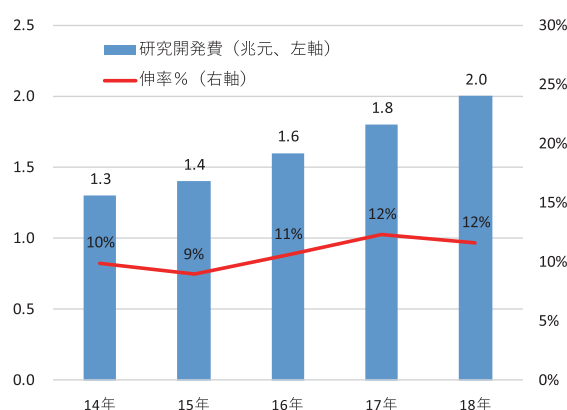
18年5月	国務院が「高速道路の省境料金所廃止を推進する決定」を発表
18年12月	試験的に江蘇、山東、重慶、四川間15ヵ所の省境料金所を廃止
19年	京津冀(北京・天津・河北)、長江デルタ、東北、西南地域の重点エリアから、省境料金所を廃止(計画)
20年	省境料金所を基本的に全廃(計画)

◆18年の研究開発費は2桁増

中国国家統計局は3月4日、2018年の中国の研究開発費が前年比11.6%増の1兆9,657億元(約2,930億ドル)になったと発表した。前年比で伸び幅はわずかに下回ったが3年連続の2桁増となった(表)。うち、基礎研究費は前年より198億元増となる1,118億元だった。

研究開発費の対GDP比は2.18%となり、前年より0.06ポイント上回った。国内・海外の特許出願件数は前年比16.9%増の432.3万件となった。

中国の研究開発費と伸び率の推移



◆外商投資法が成立 20年1月から施行

3月15日、第13期全国人民代表大会(全人代)第2回会議において「外商投資法」が可決され成立した。

外国企業が中国に投資して設立された現地法人は「外商投資企業」と呼ばれる。その根拠となる現行法の「外資企業法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」(以下、「外資三法」という)は、1970年～1980年代に制定され、30年以上にわたって適用されてきた。

外資三法の統合を図るため、2015年に中国商務部が「中華人民共和國外国投資法」をパブリックコメントとして発表し議論が進められてきたが、米中貿易摩擦の影響を受けて大幅な調整を加えられた結果、本法の成立となった。

本法は2020年1月1日から施行され、同時に外資三法は廃止されるが、本法施行前に設立された外商投資企業については、施行後の5年内は引き続き従前の企業組織形態などを保留することができるとした。

本法では、外資に対して規制業種(ネガティブリスト)を除いて内国民待遇を保証することが打ち出されているが、国が安全審査を実施することなど懸念材料も存在しており、今後の動向に注目する必要がある。

◆特許法改正で知財保護を強化へ

中国国家知的財産権局は3月11日、専利(特許、実用新案、意匠の総称)について定めた法律である「特許法」の改正手続きが年内で完了する見通しを発表した。

米中貿易摩擦の火種とされる中国の知的財産権侵害問題は、中国側が抜本的な対策を示すことができるか否かが焦点であるが、同法の改正では、故意の知財侵害に対して最大5倍の懲罰的賠償を科すなど知財侵害に対する罰金額や賠償額を大幅に引き上げ、知財保護を強化した内容となっている。

1985年施行の特許法が改正されるのは4度目で、前回2008年12月の公布から約10年ぶりの改正となる。3月15日に成立した「外商投資法」と合わせ、米国が求めているように外資系企業の投資環境改善に繋がるかが注目される。

◆統計局、省別GDPランキング発表を停止

中国国家統計局は3月10日、省(市・自治)別GDPランキングの発表を今年から停止するとした。

本ランキングは、省別にGDP総額及び対前年比伸び率が成績順で記載され、毎年春節前後のタイミングで発表されていたが、本ランキングを巡る過剰競争がデータ捏造や隠蔽を引き起こす原因になっているとして発表停止を決めた。

統計局はGDPの算定を各省に任せる従来の「分級算定」から、同局が省に介入して算定する「統一算定」へのシフトを進めており、実現すれば地方合算が中央発表の数値を超えるという異常事態が解消される。統計局は、今年から「統一算定」を展開していき、2020年には全地域で実施する見込みとしている。

◆増値税引き下げ 4月1日より

中国財政部等は3月21日、「増値税改革を深化させることに関する関連政策の公告」などを発表、4月1日より増値税(付加価値税)を引き下げるとした。

昨年5月1日の引き下げから、わずか11ヵ月での再引き下げで、先の全人代で打ち出された「減税規模の拡大」に沿う内容となっている。

物販では16%から13%に、農産物の販売や物流費などでは10%から9%に引き下げられ、現行6%となっている税率は据え置かれた。

◆個人所得税法の関連規定を発表

中国財政部等は2019年1月1日より新たに適用されている「個人所得税法」に関連する公告を発表した※。外国人納税者に対する扱いが明文化されており、今後の新たな指針となる。

<主な内容>

- | |
|---|
| ・183日ルール(中国国内滞在日数が183日以上の場合、居住者と判定)に基づき中国滞在日数をカウントする際、滞在時間が24時間に満たない日は滞在日数に加えない。短期出張での出入国日、香港から中国への日帰り出張の場合も含む。 |
| ・過去6年における通年の累計居住日数が183日未満、或いは30日を超える出国がある場合、当該納税年度において海外の源泉且つ海外の会社或いは個人が支払う所得について個人所得税を納税する必要はない。「過去6年」の起算年は2019年以降とする。 |
| ・国内源泉所得の計算方法、税額計算、租税条約適用に際しての取り扱いを明確化。 |
| ・本公告は今年1月1日から遡って適用。 |

※中国国内に住所がない個人の居住者判定に関する公告
[財政部 税務総局公告2019年第34号]

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148981/content.html>

※非居住者個人及び住所のない居住者個人に関する個人所得税政策の公告[財政部 税務総局公告2019年第35号]

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4149634/content.html>

◆労働節(メーデー)が4連休に

国務院弁公庁は3月22日、労働節(メーデー)休暇を延長すると発表した。労働節は例年3連休であったが、今年は5月1日のみの祝日となっていた。変更後、祝日は5月1日(水)～5月4日(土)の4連休となり、前後の4月28日(日)と5月5日(日)を振替出勤日とした。連休を増やすことで、旅行・消費を促進する狙いがある。

19年、労働節の休暇調整

変更前	5月1日(水)
変更後	5月1日(水)～4日(土) ※4月28日(日)と5月5日(日)を振替出勤に。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年3月	13,046	▲9.4	14,973	10.9	▲1,927	赤字転換
2019年1-3月	34,024	▲7.5	46,060	0.3	▲12,036	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

3月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	72,013	100.0	
	内訳	アメリカ	14,157	19.7
		E U	8,620	12.0
		アジア	38,099	52.9
		うち中国	13,046	18.1
輸入	総額	66,728	100.0	
	内訳	アメリカ	7,322	11.0
		E U	8,177	12.3
		アジア	31,522	47.2
		うち中国	14,973	22.4

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

3月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1 金属加工機械	▲43.8	▲1.4
		2 科学光学機器	▲23.7	▲1.3
		3 半導体等製造装置	▲16.1	▲1.1
輸入	増加	1 衣類・同付属品	16.1	1.5
		2 金属製品	28.9	0.9
	減少	3 重電機器	39.8	0.7
		1 通信機	▲17.2	▲1.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年3月	2,560	▲3.5	19.6	1,924	24.2	12.8	637	黒字縮小
2019年1-3月	6,572	▲3.4	19.3	5,593	5.4	12.1	979	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

3月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	18,093	100.0	
	内訳	アメリカ	4,962	27.4
		E U	2,854	15.8
		アジア	6,495	35.9
		うち中国	2,560	14.1
輸入	総額	8,700	100.0	
	内訳	アメリカ	795	9.1
		E U	1,014	11.7
		アジア	4,419	50.8
		うち中国	1,924	22.1

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

3月の主な増減品目

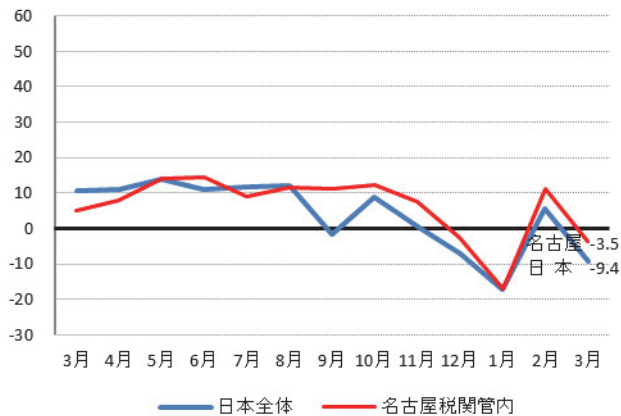
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	170.9	2.5
		1 金属加工機械	▲44.8	▲3.2
	減少	2 自動車の部分品	▲12.5	▲2.8
輸入	増加	1 衣類及び同付属品	16.7	1.9
		2 金属製品	45.8	1.6

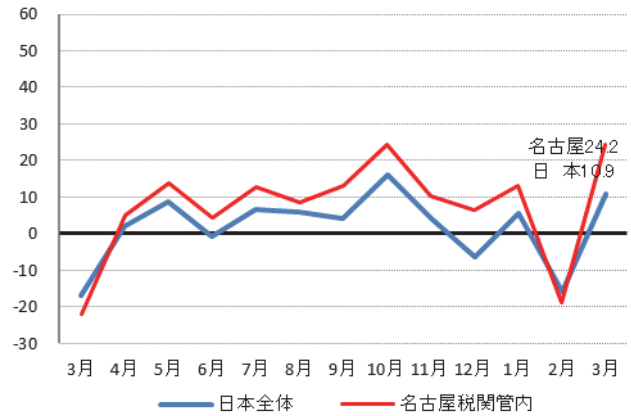
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

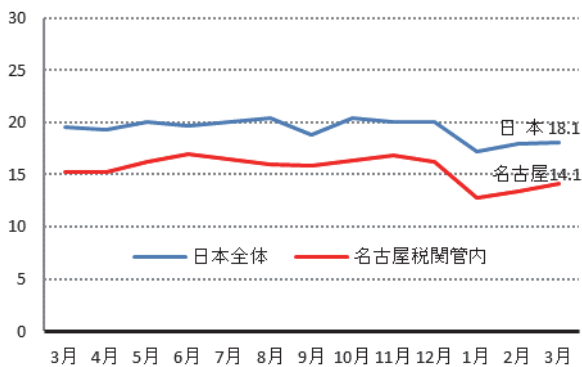
中国への輸出額の月別伸率(%)



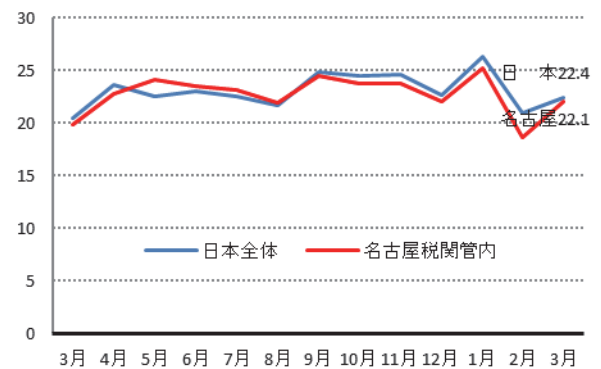
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年3月	1,987	14.2	1,660	▲7.6
2019年1-3月	5,518	1.4	4,755	▲4.8

出所：中国税関総署

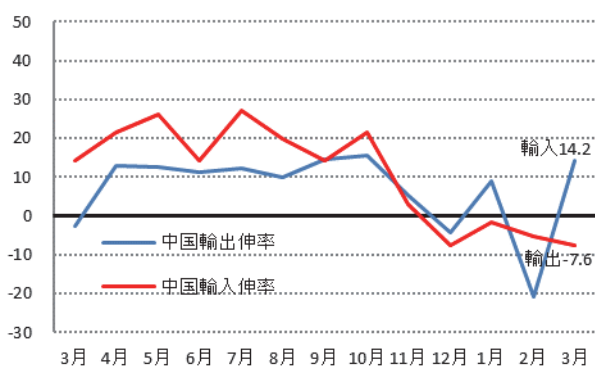
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

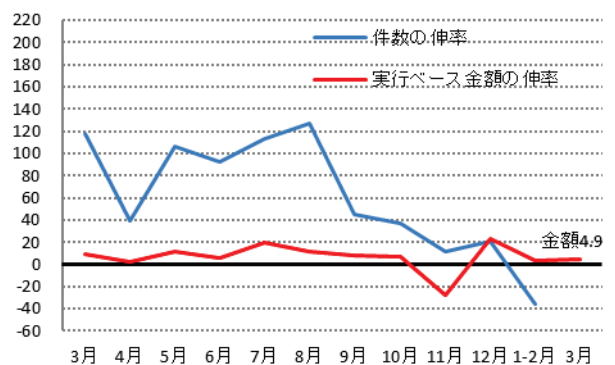
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年3月	N/A	N/A	141.1	4.9
2019年1-3月	9,616	N/A	358.0	3.7

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	3月	1-3月
消費者物価指数	2.3	1.8
うち都市	2.3	1.9
農村	2.3	1.8
うち食品	4.1	2.2
食品以外	1.8	1.7
うち消費財	2.4	1.6
サービス	2.0	2.2

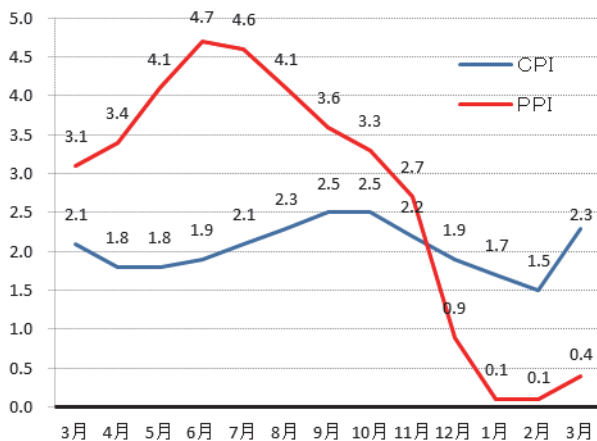
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

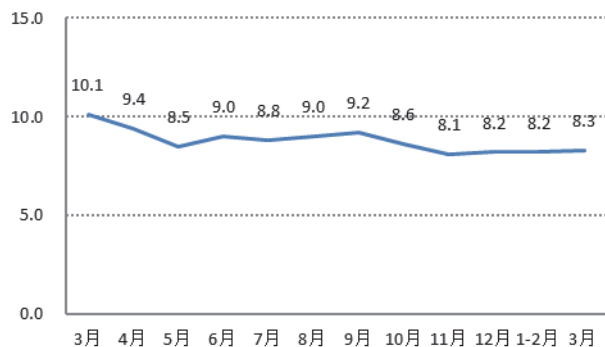
	3月	1-3月
工業生産者物価指数(PPI)	0.4	0.2
うち生産資材	0.3	0
うち採掘	4.2	2.4
原材料	▲0.6	▲1.2
加工	0.4	0.3
生活資材	0.5	0.5
うち食品	1.2	0.9
衣類	1.7	1.6
一般日用品	0.3	0.2
耐久消費財	▲0.7	▲0.4
工業生産者仕入物価指数	0.2	0.1
うち燃料、動力類	0.7	0.2

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



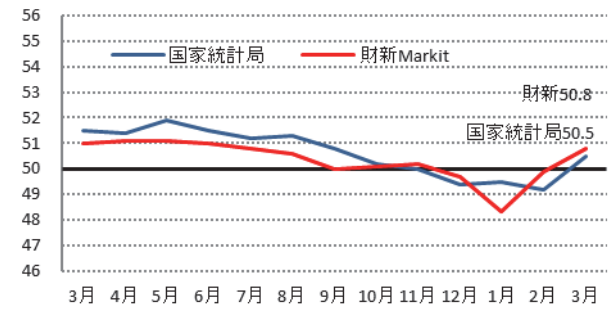
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

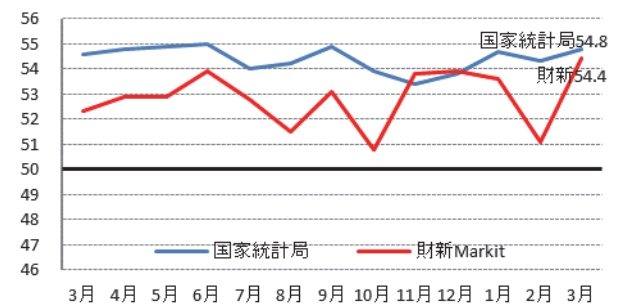
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

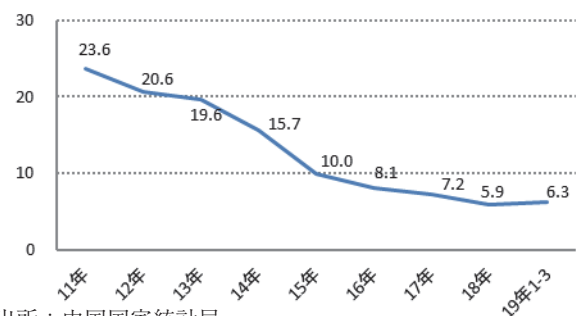


中国の固定資産投資

1-3月分月の固定資産投資

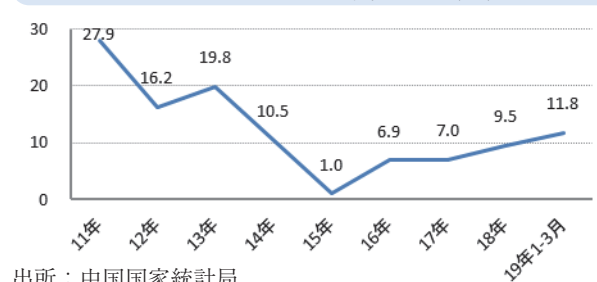
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		101,871	6.3
産業別	第一次	2,408	3.0
	第二次	33,224	4.2
	第三次	66,240	7.5
地域別	東部	N/A	4.3
	中部	N/A	9.6
	西部	N/A	7.8
	東北	N/A	2.9

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

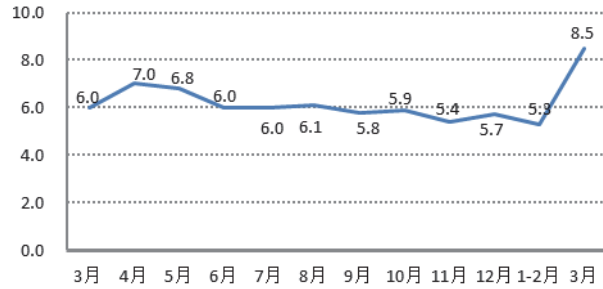
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	3月	1-3月
一定規模以上の工業生産	8.5	6.5
内訳 鉱業	4.6	2.2
製造業	9.0	7.2
電気・ガス・熱・水生産供給業	7.7	7.1
内訳 国有企業	4.7	4.5
株式制企業	10.0	7.8
外資系企業	4.2	1.4
私営企業	14.2	10.6

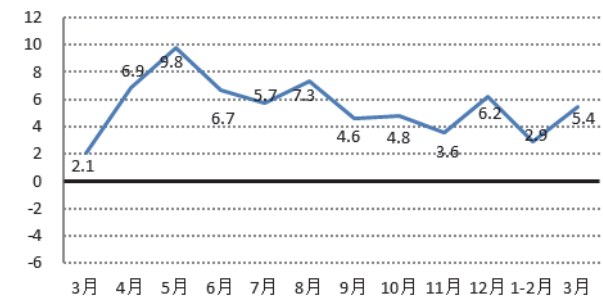
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



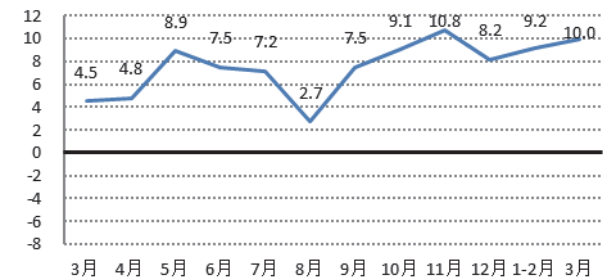
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



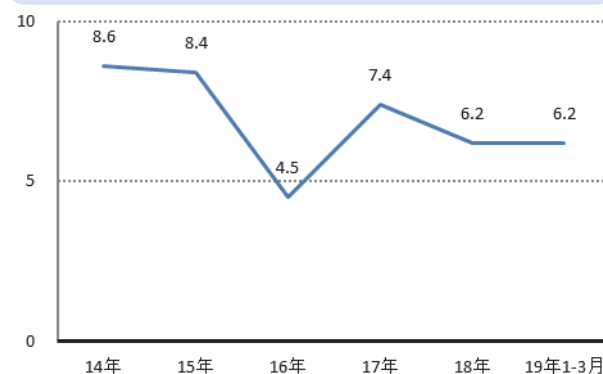
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

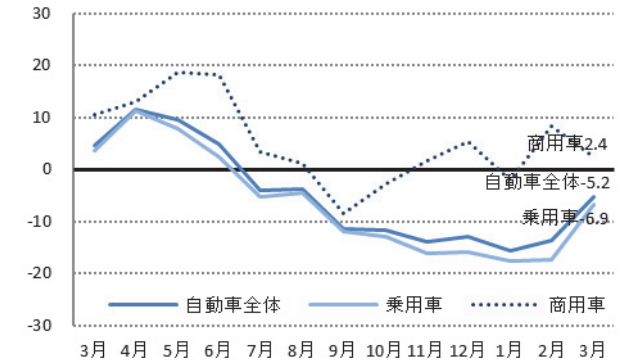
中国の自動車販売台数

台数：万台

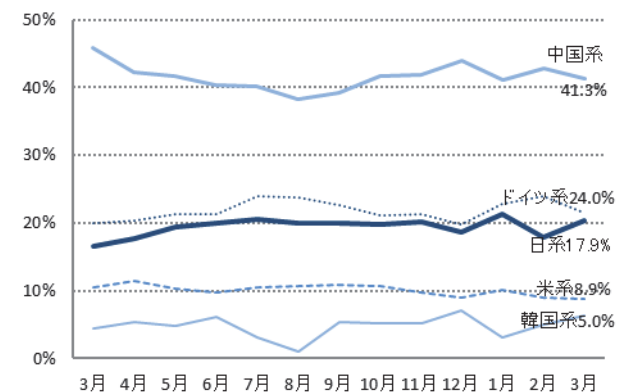
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
19年3月	252	50
19年1-3月	637	111

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

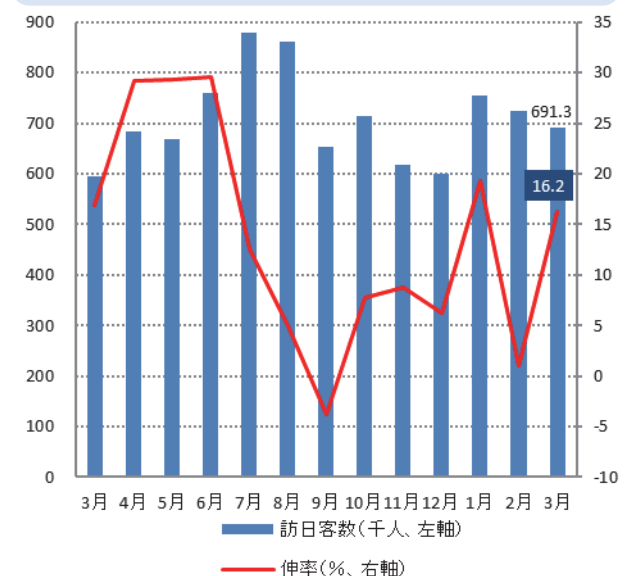
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局